

三原市立中央図書館蔵『中将姫一代記略』に見る中将姫説話の受容

坂越 さやか

はじめに

奈良の都に住んでいた中将姫は、継母に疎まれ、ついには雲雀山の奥深くに隠れ住まねばならなくなった。その後、都へ帰ることは叶ったが、それまでに遭った困難から世の無常を感じとった姫は、当麻寺で出家した。姫は修行に打ち込み、阿弥陀如来の住む浄土の有様を自身の目で見たいと願った。その願いに応えて、阿弥陀如来と観世音菩薩が、浄土の風景を蓮系の曼陀羅に織り表した。当麻寺の寺宝「当麻曼陀羅」に関するこのような縁起譚は、中世以降様々な形で伝えられてきた。三原市立中央図書館が所蔵する近世中後期の写本『中将姫一代記略』（請求記号「桜山文庫 九〇〇／二一」）、全一冊、以下『一代記略』と略）も、その中将姫説話を扱った作品である。

本稿では、この『一代記略』について、内容や文章表現から成立

の背景を推定する。近世以降、地方において中将姫説話がどのように受容されていたのか、その一例として検証したい。

なお、『一代記略』の書誌及び翻刻本文については、拙稿「三原市立中央図書館蔵『中将姫一代記略』翻刻」（『鯉城往来』第十九号、二〇一六年十二月）に掲載したので、御参照をお願いしたい。

一、本文の記述・特徴から見る成立背景

一・一、成立時期の推定

まず、『一代記略』の本文そのものに注目し、そこから成立背景の読み取りを試みる。

『一代記略』の本文は、中将姫の父である横佩右大臣豊成の紹介から始まる。以下は、その一部である。

抑、中将姫の由来を尋るに、人皇四十五代聖武天皇の時に当り

て、従一位横佩朝臣豊成公と申奉るは、大職官鎌足公の孫、正一位武智麻呂の惣領にして、次男は大納言藤原の仲麻呂と名付。奈良の都にして、三公も、今とは替りて大小家を撰らばずすて、其器量を以て其職に昇進せり。既に寛和年中の比、粟田藏人は、天子の御側近く召遣れし身なれ共、段々経上りて、後には粟田閑白と迄相成し也。然共、其後器量に依て三公に任ずる事、是唐土の例を以てし給ふなれ共、近代は三公を御撰家に限りて、清花も右大臣は持ずといへ共、「当官は御撰家」と急度矩則相定りける。然に、横佩の家は当時近衛殿にして、其比は惣じて日本六十余州に武家は嗇人もなくして、堂上の取捌きなれば、内裏に於て役所・決談所、或は評定所と嚴重に政事をなし給ふといへ共、六孫王経基公へ始て武家の権柄をなし置れけれ共、未官領といふ事なし給はず。やう／＼大将頼朝、始て惣追副使に補せられ、武家の芽を出し、天下の政道を預り給ふといへ共、諸事は京都へ御伺ひ有て御差図を受しと也。然に、足利尊氏公、相模の入道の逆徒亡びたりし軍功に依、従一位夷夷大將軍に任じ、剩日本六十余州の官領職を受給ひしより、大関秀吉公繼て、御当家和益々武家の権柄強くして、堂上は昔しに引かへて、諸事は関東の差図也。なれ共、東照宮古へを用ひ給ふて、今に至て、天子へ日々を將軍家より御献上の品々は、毎日是を入替へて献じ給ひける。近き比、松平右京大夫殿、大坂御城代より京

都の諸司代に入城有て、家老用人に仰らるゝには、「近代堂上おとろへ、武家権柄を取るといへども、天子へ日々献状の事を思ひ廻しては、中々驚人し事也。只仰べきは京都の権威と沙汰有しも、御尤の事と知るべし」(第壹「横佩家来由の事／附豊成公手柄の事」)

傍線部に名前の挙がる、大坂城代と京都所司代を務めた「松平右京大夫」とは、高崎藩主松平輝高(本姓大河内、享保十年(一七二五)生、天明元年(一七八一)没)を指すと考えられる。『柳宮補任』巻之十九によれば、輝高は宝暦二年(一七五二)四月七日から大坂城代を務め、同六年(一七五六)五月七日に京都所司代に転じている。官位についても、『寛政重修諸家譜』巻第二百五十七に、宝暦二年(一七五二)の大坂城代就任と同時に従四位下右京大夫に叙任されたとあり、『二代記略』の記述と一致する。このことから『一代記略』は、輝高の京都所司代就任の年、つまり宝暦六年(一七五六)以降に成立したと言える。

一方で、この作品の題名に注目すると、もう少し後の時代の書物の影響が見られる。『一代記略』の元表紙には「中将姫老代記略」、本文冒頭には「通俗中将姫一代記第壹」、巻末には「中将姫一代記大尾」という題が記されている。全てに「中将姫一代記」という表現が含まれているが、こうした題名が読本『中将姫一代記』(灌河道人識、寛政十三年(一八〇二)刊、以下『一代記』と略)の影響

下に付けられた可能性は高い。先述のように、『一代記略』の本文内では、宝暦六年（一七五六）の松平輝高の京都所司代就任が「近き比」と表現されている。しかし、作品の成立時期としては、それよりおよそ半世紀後、ほぼ同じ題名の読本が刊行された寛政十三年（一八〇一）以降とした方が適切であると考えられる。

一・二、本文の特色

『一代記略』の本文中には、「抑」「夫」「然るに」「斯くて」「爰に」などの接続詞から始まる文が多い。また、「懷人（懷妊）」「諸司代（所司代）」などの誤字、熟語の前後を誤って「子」銀（銀子）、「法」仏（仏法）「などのように返り点で訂正している箇所、「数千年」「食」などのように脱字を小さな文字で補っている箇所などが数多くある。そのような文体、誤字脱字の多さは、語り物を書き取った書物に顕著なものである。それらの特徴や、「○○の事／附△△の事」という各場面の題の付け方などは、講談の種本や書き取りの中から発展した実録にもよく見受けられるものである。⁵⁾

実録には「事実の記録風の小説の意であり、限られた情報を核に想像を膨らませた、虚構の読み物である」・「江戸時代に起こった実際の事件に取材し、登場人物も基本的に実名であるため幕府の禁令に抵触し、出版されることなく写本で流通した」という定義の仕方がある。聖武天皇から光仁天皇にかけての時代の人物とされる中

将姫を扱った『一代記略』は、「江戸時代に起こった実際の事件に取材」しているわけではない。だが、語り物の記録であるという点では、実録と共通するのではないだろうか。きりのよいところで語りを中断するために分かりやすい章題が付けられ、聴衆が前回の内容を思い起こしやすいように接続詞が多用されているのであり、また、あくまでも語り手本人しか目を通さない倉卒の手控えであるために、もしくは記録者が語りの内容を文字に起こした際の不注意のために、多くの誤字脱字が残されているのではないだろうか。

つまり、『一代記略』とは、中将姫の生涯を主題とした説法をするための僧侶の手控え、もしくはそのような説法の内容を聞き取った記録として作られたものではないかと推定できる。

なお、『一代記略』と内容・成立背景ともに似通っていると見られる作品に、写本『当麻寺中将姫勸化弁述鈔』（温科山真光寺住職白道筆、天明九年（一七八九）写）がある。所蔵者である徳田和夫氏は、この写本について、

室町後期には中将姫は継子と設定され、被遺棄説話も形成流布し、特にこれが近世に入ると喧伝され、応じて彼女の聖性をいっそう強調し、伴い史実化の傾向にそった趣向が付加されてくる。そこに一代記の体裁を取る実録風の作品も出現した。本書はその一つであり、寺院での説教談義の口吻をよく伝えていることを特徴とする。⁶⁾

と位置づけた。『一代記略』についても、「寺院での説教談義」の内容を伝える、中将姫の「二代記の体裁を取る実録風の作品」の一つとして扱ってよいだろう。

二、勅化本『中将姫行状記』・読本

『中将姫一代記』との関係

致敬著の勅化本『中将姫行状記』（享保十五年（一七三〇）刊、以下『行状記』と略^⑧）は、それまでに語られてきた中将姫伝承の集大成と言える作品である。一、一で取り上げた読本『一代記』や『当麻寺中将姫勅化弁述鈔』^⑨を含めて、以降の様々な作品に影響を与えた。早くても宝暦六年（一七五六）以降の成立と見られる『一代記略』^⑩に關しても、文章表現・内容ともに、『行状記』の強い影響が窺える。『一代記略』と、その作成に際し下敷きにされたと見られる勅化本『行状記』、そして『一代記略』と非常に近い題名を持ち、『行状記』を基として作成されたことが明らかである。読本『一代記』の三作品は、どのような関係にあるのだろうか。一、一でも述べたように、題名の点では、『一代記略』は読本『一代記略』と相似の関係にある。だが、『一代記略』の本文を注視すると、『一代記』の基となった『行状記』まで遡り、引き写したことが明らかな箇所がいくつもある。例えば、幼い中将姫が亡き母を恋しがりながらもその菩提を弔う場面がそれに当たる。

然るに、姫君は母上なき事を歎き、只菩提の為に称名念仏に日を送り給ふ。皆々感賞せぬはなし。或時唐の陳叔達、漢の高祖諸臣を召して、色々珍味を調へてあたへ給ふ時、陳叔達に葡萄を与へ給ふ。頂戴して御殿を下り、母にあへて渴きを留、全快せり。是全く至孝の成す所也（第五一唐の陣叔達が事／附り左大臣殿御婚礼之事）。

なぜ、『一代記略』の本筋である中将姫の物語の中に、傍線部のように、突然漢の高祖の臣「陳叔達」が登場するのだろうか。『行状記』においても、第三巻「六歳」の章の冒頭に、五歳で母を喪った中将姫が、愁いに沈みながらも日々の供養を怠らなかつたとの記述がある。そしてその翌年にあたる同巻「七歳」の章には、花園で賤の者の一家を見かけた中将姫が、片親を喪った自らの境遇を嘆く場面があり、それに続いて、「又、子トシテ母ヲ思ヒ慕フコト、貴賤男女隔ナシ。若シ尔ラズンバ、何ゾ人倫ト云ハンヤ」として、以下のような逸話が挿入されているのである。以下、『一代記略』と共通する人物名に傍線を付す。

漢の高祖が、時季外れの見事な葡萄を宴席に取り寄せ、諸臣に下賜した。臣らはありがたく賞味するが、陳叔達は手をつけない。不審に思った高祖がその理由を問うと、叔達にはのどの病を患う母があり、葡萄はその特效薬となるため、持ち帰って与えようとしてい

たのだという。高祖は叔達の孝心に感じ入り、また、自らの亡き母を思つて落涙し、叔達にさらに多くの葡萄とその他様々な珍菓を与えた。

この逸話の最後には、「唐ノ高祖、剛壯ノ丈夫ニシテ、四海ヲ掌握ニ治玉フスヲ、尚母ヲ思慕シテ、千行ノ流涙、襟ヲ霑シ玉ヘリ。何況ヤ中将姫、女子ナリ、幼年ナリ。何ゾ哀歎ノ情軽浅ナランヤ」というまとめの言葉が添えられている。亡き母を慕う心に年齢や性別による差などないと示すために、この逸話が挿入されていたのだ。『二代記略』の作者は、その挿入の意図を示す部分を省略して、陳叔達の逸話だけを『行状記』から写し取つたのだろう。この逸話が、そもそもの出典である『唐書』や『事文類聚』などの漢籍から『一代記略』へ直接引用されたという可能性も否定はできないが、それを中将姫物語と結びつけるという発想は、やはり『行状記』を踏まなければならない出てこないものだろう。

また、『一代記略』の末尾は、以下のように、言葉が大幅に省略され、意味の取りにくい文章になっている。

練供養とは、恵信僧都、三寸の小仏を脇息に居へ引寄く是を拜す。西山より紫雲と共に恵心の庵室に來り、「よいかなく」と恵心の頭をなで給ふ（第十三、法如尼入寂の事／附練供養の事）。

『一代記略』の記述だけでは、傍線を付した「練供養」とはどのような儀式なのかはつきりとは分からないし、同じく恵心僧都源信の頭を撫でた存在が何者であるのかも不明である。この「練供養」についても、『行状記』第七卷「二十九歳」の章では、『古事談』や『述懐鈔』に基づいた詳細な解説が付されている。以下にその梗概を記し、『一代記略』と共通・類似する語句に傍線を付す。

中将姫が極楽往生を果した三月十四日には、諸寺において迎講の儀式が執り行われ、当麻寺でのそれは練供養と呼ばれる。『古事談』第三卷に曰く、「迎講ハ慧心僧都ノ始メタマフ事ナリ」とのことで、僧都の「三寸ノ小仏ヲ脇息ノ上ニ立テ、脇息ノ足ニ緒ヲ付テ、引寄くシテ涕泣シ給ヒケリ」という所作から生まれた儀式である。また、『述懐鈔』に曰く、僧都が花台院において迎講を執り行った際、師への妬みの心に捕らわれた弟子の寛印が密かにその様子を盗み見ていたが、「西ノ山ノ端ヨリ紫雲斜ニ聳テ、伎楽遙ニ聞エ、糸竹ノ声ヲ靜ヒ、弥陀安祥トシテ相好光明鮮カニ、二十五ノ菩薩、前後圍繞シテ雲ニ袖ヲ翻ヘシ、念仏ノ声ニ随ヒテ草菴ニ近付、観音ハ蓮台ヲ傾ケ、勢至ハ御手ヲ伸、行者ノ頂ヲ摩給フ」という奇瑞を目の当たりにして、師へのわだかまりを捨て、その場で共に仏を拜したそうである。僧都と寛印は、この聖衆の來迎の様子を再現する迎講の祭式を諸寺に広めた。寛弘元年（一〇〇四）には当麻寺にも訪れ、

祭式に必要な聖衆の面と中将姫の肖像を作り、翌年の三月十四日から迎講を行うようにしたと言う。これが当麻寺の練供養の始まりである。

梗概にも示したように、練供養と類似する祭りは、恵心僧都の流れを汲む仏道者によって全国に広められ、伝承されている。『一代記略』の作者が、この「法如尼入寂の事／附練供養の事」を記すよりも前に、練供養の概要やその創始者である恵心僧都の逸話を知っていたとしても不自然ではない。だが、当該の記事の書きようは、明らかに作者自身の体験や知識を整理して書いたものではない。

『行状記』の作者致敬は、本筋である中将姫の物語に対し、ここまでに紹介した二種の逸話を含めた大量の類話・解説を、仏書・漢籍・和書から幅広く引用した。それらは、読本『一代記』においては取り除かれてしまった。その一方で、『一代記略』は、全てではなく一部のみではあるが、抜き書きのような形で『行状記』の類話・解説を引き継いでいるのだ。おそらくは、説法の聴き手の興味を引くことができるか、教化に有用であるとかいった理由から、残すべき類話・解説が選ばれ、そして簡潔な記述にまとめられたのであろう。

このことから、『一代記略』の文章は、『行状記』に基づいて作成されたものであると言える。その際に、手控えもしくは書き取り記

録の題名のみは、読本として流布していた『一代記』から転用したのかも知れない。

三、独自の改変・挿話

二で確認した通り、『一代記略』は勸化本『行状記』を抜粋・要約したものである。だが、基となった『行状記』にはない、独自の場面や類話・解説が付け加えられている部分も複数存在する。以下、それら『一代記略』独自の挿話・改変について考証を行う。

三・一、安芸西条の幽霊「幸熊丸」

『一代記略』第十二「法如豊成公法事執行ひの事／附幸熊丸が事」の全文は、以下のようなものである。

斯て、姫君法如廿五才に成給ふ時、父豊成公七回忌の法事菩提の為、『称讃経』千部を書写し給ふ。正月二日の早朝より三月十日比に到り、書終り給ひて、十六日弥法事大会也。「誠に当麻寺始ての大法事也」と皆々尊敬せり。時に、其夜法如夢の内、金色の姿にて、「我は豊成也。此度七回忌、千僧供養、又千部の御経書写の功力にて、極楽に往生せり。此事を告ん為来りし也」。爰に、鎌倉堅長寺の住僧円快、西国に下り、安芸の西条に、幸熊丸と言し童子のゆうれひに頼まれ、四十九夜の念仏説法まし〜、幸熊丸終に往生せしとかや。今に幸熊寺とはんじ

やうなり。

中將姫（法名・法如）が父の七回忌に法事を営むという記述については、『行状記』第六卷「二十五歳」の章から引き継がれたものである。しかし、その後の傍線部の逸話については、『二代記略』の作者が独自に添加したものである。

この幸熊丸の住まいや墓地について、頼杏坪他編『芸藩通志』第八十三卷（文政八年（一八二五）成立）に以下のように紹介されている。

幸熊丸宅址 寺家村小迫にあり、今址に民居あり、其裔なりといふ、幸熊丸がことは、墳墓の部に載す、

（中略）

幸熊丸墓 同村（引用者注 前項の「寺家村」を指す）小迫にあり、伝いふ、昔、幸熊丸なるもの、師の讐を報むとて、反り討に遇しを、里人憫みて、此塚を築くことぞ¹¹。

この『芸藩通志』作成に先立って広島藩が各地方から提出させた報告書の一つである、賀茂郡寺家村の『国郡志御用就書出帳』（野坂完山編、文政二年（一八一九）成立、以下『書出帳』と略）には、以下のようにより詳細な伝承の内容が記載されている。以下、『二代記略』と類似・共通する語句に傍線を付す。

幸熊丸墓

いつの比なりしにや、九月半、鎌倉の建長寺より筑紫の若道寺へ下る僧、名を快存といひしが、当村板橋にて、日も虞泉に逼せば、「宿求めん」とある農家に立寄りし所、細き流に鍬を洗居たりし翁の曰、「向に見へたるは西方院建蔵寺とて、近き比は住僧もなく荒はてたれども、厭なくば彼所に至て寝給へ」とねんごろに聞へければ、彼僧建蔵寺に行見れば、「荒台野雀欺金鳳、静鹿秋虫蠹木魚」と永¹²ぜしも思ひ合されて、堂の扉を押しらき、月光の娟々たるを友として、そゞろに詩種吟様深りし折節、横笛を吹ものあり。月中に声を飛し、漸々に寺院に来る、十五六歳ばかりなりし総角の美少年なり。少年、僧にとふ、「何の故か、る無人の地に宿や」。彼僧宿なき事を物語りければ、やがて我家にともない婦、仏間に詣しければ、近比死人の有しにや、大小二つの位牌を仏前に備へ、靈具、備物等多くあり。少年曰、「位牌の大なるは我師匠也。小なるは幸熊丸とて、一七日以前に師弟ともに死せり。幸の夜なれば、読経してたびたまへ」と一向に頼み、仏前之備物など僧に供養し、読経拝聴し、夜もいたくふけぬればとて、其所枕藉して寝しに、夜も暁にならんとする比、門前に輿の音したりければ、少年、むつくと起上り、太刀拔はなし駆出けるが、太刀音二打三打聞ければ、快存も続て出、そこ爰と見まわせども、行方しれず。かゝる所に、家内の者ども聞付、「持仏の間に人音する」とて、彼快存

を見出し、「盗賊ならん」とひしめけば、快存、宵よりの様子委しく物語れば、主人泪にむせびながら、「それは我一子幸熊丸の靈ならん歟。七日以前に敵ために師匠を討れ、敵を討ん追かけて、あれなる西の山にて敵のために返り討にせられしが、御僧に逢て読経をたのみしならん」と、快存を両三日留て、叮嚀に供養追悼せしとや。今は其屋敷跡、「小迫」とて、畠にて百姓住て、辰巳隅に墓のみ残り。『三国伝記』といへる書に出けるとや。

この伝承は、右の引用内にもあるように、中世の説話集『三国伝記』にも「芸州西条下向僧逢兇靈事」として収録されている。内容は、寺家村の『書出帳』に取り上げられているものとはほぼ相違ないが、主人公の一人である旅の僧が「鎌倉建長寺ノ侍者也シ僧」とのみ紹介され、名を明らかにされていない。一方で、一夜が明けて幸熊丸が亡霊であったことが判明した後の描写は、

即珍財ヲ投寺ヲ立テ、此僧ヲ開山トシテ、一向彼遺跡ヲ訪ケリ。百ヶ日ニ当ケル日、供養ヲ演、夫婦共出家、彼仏事ヲ営セリ。

と、「叮嚀に供養追悼せしとや」とする『書出帳』よりも詳しい。特に、「寺ヲ立テ」という部分は、『一代記略』の「今に幸熊寺とてはんじやうなり」という記述とも一致する。『一代記略』の作者が『三国伝記』を閲覧し、その内容を自身の説法に取り入れたという可能性は十分にある。

だが、『一代記略』において、幸熊丸を弔う旅の僧が、「円快」という、『書出帳』の「快存」と非常に近い名で呼ばれていることにも、注意を払うべきではないだろうか。この僧の名前の類似は、『一代記略』の作者が、『三国伝記』だけではなく、安芸西条の伝承に詳しい人物の語り、あるいはそのような人物の表した書物をも参照してこの幸熊丸説話を書き留めたことを示すのではないだろうか。『書出帳』は編纂者から広島藩へと提出され、無関係な者が閲覧することではできなかった。寺家村のもののように、編纂者宅に下書きや控えが残される場合もあるが、『一代記略』の作者がそれを閲覧したこと、つまり野坂完山が『書出帳』を書きあげた文政二年（一八一九）以降に自身の説法を完成させたことを示す証拠はない。そうであっても、寺家村の知識人が書き留めた伝承と近い内容を、自著あるいは自身の説法に含めているということから、『一代記略』の作者の生活圏を、芸備地方のどこか、あるいはさらに絞って賀茂郡の近辺と推定することは可能かも知れない。

『一代記略』は、昭和六年（一九三一）に澤井常四郎氏が図書館に寄贈したもので、澤井氏以前の所有者や作者がどこの住人であったかは記されていない。この幸熊丸伝承の挿入は、土地・時代ともに作者自身や聴衆と隔たりのある中將姫という人物の物語を、身近な伝承に絡めて解説しようという作者の工夫を示しているのではないだろうか。

三・二、孝謙天皇の経文誹謗

『行状記』においても、『一代記略』においても、中将姫の父横佩右大臣豊成が仕えた歴代の主君の一人として、孝謙（重祚して称徳）天皇が登場する。この女帝が桃花の節会を催し、その席で見事な琴の腕前を披露した中将姫を褒め称えたことが、継母の嫉妬のきつかけとなった。幼い中将姫の才能を賞賛し、褒美を与えるという描写から見れば、孝謙天皇は、中将姫の味方側に立つ善良な人物と言うことができる。そうであるにもかかわらず、孝謙天皇について、『一代記略』は、『行状記』にはない、以下のような乱行の記録を付け加えている。

去程に、聖武天皇の皇女御即位有て、孝謙^⑧天皇と申奉る〔孝玉／天王ノコト〕。此時豊成公御政事を司り給ふ。時に姫君三才にならせ給ふ。御成長を期給ふ故、長谷寺へ月参り致し、甚仏法御信仰仰ければ、貴は賤しき者の妬む習にて、讒言をかまへければ、孝謙天皇、勅定に、「其方仏法を信ずる事、甚宜しからず。急度停止たるべし」と仰渡され、豊成公、勅答に、「私仏法を信ずる事、其訳有。以前一子無故、木本明神へ此事を祈りに、「長谷寺へ祈れ」と御差図故、則一子をあたへ給ふ。今の姫也。神力に叶はずして仏力の加へ深ければ、信仰致せし」と言上有。「然ば、仏法の奇瑞を見ん」と仰らる。依て、豊成公、『法

花経』を持って参内致されける。帝、「朕法^⑨仏嫌也」と庭へ足にてけ落し、彼御経に小便をしかけ給へば、不思議は、天皇の玉門俄に痛み、式寸計破れ、夫より天皇殊外姪欲し給ひ、大勢の公家日々替りて枕席を献ずといへ共、未飽給はず、兎角工ましき姪根を好給ふ。日本国中を尋ね、丹州の道鏡を召して、日々に枕席を献す。御感斜ず。是全経文の罰也（第三一皇女御即位之事／附光明^⑩后皇の事）。

『法華経』を侮辱し、穢した罰として、孝謙天皇の女性器が大きく拡張され、それに見合うだけの巨大な男性器の持ち主を求めたために道鏡が取り立てられたのだとする逸話である。『一代記略』の作者は、どこから、また、なぜ、このような逸話を説法の中に取り入れたのだろうか。

この場面で孝謙帝が穢した『法華経』つまり『妙法蓮華経』の「譬喩品」第三には、「若人^⑪不信 毀謗此経 則断一切 世間仏種^⑫」¹⁵ という文言がある。そのような記述を踏まえて、『法華経』は、その内容そのものやそれを信じる者を粗略に扱う相手に対して、重い罰を与える経文として古くから扱われてきた。『日本霊異記』にも、上巻第十九縁「皆読法花経品之人而現口喎斜得患報」、中巻第十八縁「皆読法花経僧而現口喎斜得患死報」、下巻第二十縁「誹之奉写法花経女人過失以現口喎斜」など、法華経を読誦・書写する者を誹謗して口が歪み、そのまま死に至った者がいたとする説話が収めら

れている。

信仰すべき対象に放尿して性器に報いを受けるという部分に関しては、修法の功德がないことに憤って如意輪観音像に放尿したために蜂に刺された男性器が腫れあがって巨大化したという、道鏡についての似通った逸話が前田家本『水鏡』（鎌倉時代中期成立）などに伝えられている。

そして、孝謙帝自身の顛末については、光宗が編纂した天台教学の書『深風拾葉集』（文保二年（一一三二）序）の、

一。炎字事 物語云。称徳天王（女帝／御門）涅槃経被見シ給ヒケル。経云。所有三千界。男子諸煩惱合集。為一人女人之業

障^一。女帝御門見^二此文^三給^テ云。我者雖^レ為^二女人^一。無^二煩惱心^一。仏語虚妄也^トシテ炎給^{（大正新脩大藏経）}注^一「炎給^二涅槃経^一」ヲ七度焼給^リ。依^二此罪障^一四大休在^{心ノ}煩惱^ヲ修起^{シテ}。

欲心熾盛^{シテ}暫時^モ無^レ休息^一。仍成^二大開^一ト給^{ヘリ}。七反焼経^ノ故^ニ炎^ト声也^{云云}。是仮説也。不^レ可^二指南^一也^{云云}。

という記事など、「中世の古典注釈活動や口伝の世界」²⁰で、女人の罪業を説く経の文言を誹謗した罰として孝謙（称徳）帝の女性器が拡張され、好色になったとする説話が語られていることが、田中貴子氏によって指摘されている。

『一代記略』における孝謙帝の描写は、中世に女性の罪を戒める説法の題材として定着した彼女に関する説話が、『法華経』誹謗・

道鏡の如意輪観音誹謗などに対する仏罰についての説話と混ざり合っている、さらに孝謙帝と同時代の人物とされる中将姫の伝記とも結びついて、近世まで語られていたことを示す記録と言えるであろう。

三・三、『一代記略』に現れる信仰

三・三・一、八幡神の扱ひ

『行状記』第二卷「四歳」の章には、中将姫が生涯にわたって尊重する『称讃浄土経』を授かるエピソードが描かれる。以下にその部分の記述を引用する。

然ルトコロニ、何地トモナク一ツノ狐出来タリ。一卷ノ御経ヲ口ニクハへ、恐ル、気色モナク人々ノ御側ニ伺候シ、彼ノ経ヲ姫君ノ前ニ置。各取拳見玉ヘバ『称讃浄土経』ト外題アル御経ナリ。

引用部分の後、傍線部の経巻をくわえた狐が阿弥陀如来の化身であったことが解説される。この『称讃浄土経』授与の場面が、『一代記略』では、以下のように変更されている。

豊成公御夫婦姫君諸共椽先に出て、心よく遊給ふに、山鳩一羽少しき巻物くわへ、姫君の前に置、南の方へ飛去けり。御側女中是を手に取りければ、『称讃浄土経』と書付有り。豊成公御覽有に、金紙金泥の経文也。「夫鳩は八幡宮の仕しめ也。八幡

の本地は阿みだ如来也。此経八幡宮より授給ふ御経なれば、大切にすべし」と姫君へ渡し給ふ（第三・右大臣広嗣亡魂之事／附山鳩御経を持来る事）。

阿弥陀如来の化身の狐が、八幡宮の使いの山鳩に改変されているのである。

『行状記』の『称讚浄土経』授与の場面の直後の類話の中でも、八幡神への言及は行われている。『元亨釈書』十五巻に典故を持つ、開成皇子が『大般若経』の書写を志した折の物語で、皇子の夢枕に立ち写経用の金泥を与えた八幡神は、「得道以来不_レ動_レ性。自_二八正道_一垂_二權迹_一。能得_レ解_二脱苦衆生_一。故号_二八幡大菩薩_一」と、自らは既に悟りを得た仏であり、衆生を救うため、仮に八幡神という姿を取っているであると述べている。また、第六巻「二十三歳」の章で中将姫が仏道者でありながら伊勢大神宮の祭神に歓待された場面では、「蓋神明トハ神靈ニシテ明徹ナル所以、若シ本朝ニハ、宗廟・社稷及ビ大小ノ神祇、凡ソ『延喜式』神明帳ニ載_レ所_二一千七百余座_一、皆是如来深位ノ薩埵ナリ」と、日本の神々は全て仏の化身であるという解説が付され、それ故に自らの社に仏道者を迎え入れることに抵抗がないのだと説かれる。このように、『行状記』では、本地垂迹・和光同塵といった言葉で表される、日本古来の神々はあくまでも仏の仮の姿に過ぎないという思想が貫かれている。

『一代記略』の作者は、『行状記』と同様に本地垂迹の思想を紹介

しつつも、『称讚浄土経』の授与という重大な役目を、阿弥陀如来そのものが化身した狐ではなく、その垂迹の姿である八幡神が遣わした山鳩に託した。仏と神との扱いの軽重にあからさまな差をつけず、両者を同様に信仰していたであろう民衆の考え方に寄り添った説法を心がけていたのだろう。

三・三・二、伊勢国太平山無量寿寺との関わり

三・三・一でも触れたように、『行状記』第六巻「二十三歳」の章は、出家後の中将姫（法如）が仏道者でありながら伊勢神宮に参拝し、祭神からの歓待を受けたという内容である。『一代記略』第拾巻「法如大神宮へ参詣之事／附覚乗上人の事」も、同じ場面を描いており、また、以下のような類話を、独自に付け足している。

其昔し、南都興福寺覚乗上人、参籠して神体を拝せん事を願ふ。七日満ずる夜、神前の池にて対面せん。夫より八日め、朝、池へ参り読誦経し待給へば、長老丈余り、大蛇頭_レ給。覚乗上人能々見給へば、金色にしてあたりも輝計也。覚乗、「何卒本体を其假_レ拝さし給へ」と、自かけ給ふちくふのけさを投懸給ふに、水中に声有て「我本体は是より津の郷に、大平山無量寿寺に有」。夫より津に至、住僧へ願ひ拝し給ふに、ちくふのけさを首にか_レけ、御全身ぬれさせ給ひ、誠に不思議有_レさま也。

この「津の郷」の「大平山無量寿寺」の本尊に関する逸話は、織

田信兼によって同寺の本尊・寺宝を移された⁽²⁾。大宝院の発行する略縁起によって広く知られていたようである。その略縁起の一つである「勢州津 国府阿弥陀如来縁記」(元文元年へ一七三六)刊によれば、無量寿寺の阿弥陀如来像の由来は、以下のようなものである。

勢州津国府の阿弥陀如来は、天照皇大神宮の御本地なりといふこと其由あり。往昔人皇九十代後宇多院の御宇、奈良の西大寺律宗の大徳興正菩薩の御弟子に、覚乗上人と持戒智徳の高僧あり(中略)戒行さかんに持給ふ。覚乗つら／＼念願すらく、豊芦原国は天照皇大神宮を宗廟とし奉れば、仰願は我に本地の尊形を拜せしめ給へ」と、深く誓願をこらして、岩田より両社頭へ参詣し給ふこと既に一百日に及べり。神明則感応有て、夢中に告たまわく、「明なば神前の池に來れ。朕相を見せむ」となり。覚乗有がたき神託を蒙り、夢覚ていそぎ鶉鳴が時を得て、御池の辺に至り、水の面に心をすまし暫念誦するに、垂迹の御すがた長一丈余の金色の蛇形水上に現じ給ふ。覚乗驚怪稽首してもふさく、「和光同塵の利益は本迹等といへども、濁世末代の衆生はおそれて信心を生ずべからず。是方便の御すがたにて本地実の御すがたにあらじ」と、着する所の竹布の袈裟をぬんで蛇形になげかけ給へば、靈蛇袈裟と共に水中に入給ふ。(中略)覚乗かさねて七日参籠して、「こひねがはくは本地の御すがた

を拜せん」と念願いよ／＼確し。神明是を納受ありて、七日満ずる夜また夢中につげ給ふ。「神は無相空寂にして定れる相なし。しかれども機見の不同によつて、あるときは蛇相を縁に隨てあらわし、或は内宮外宮をしめてこしなへに日本をまぼり、或は和光を九界の塵におなじふすといへども、本地まことの覚月は曇ことなし。粵人皇の治世ゆたかに仏法国にうるはしき比、衆生を利益せんため朕仏師に變じて弥陀の三尊を刻り。これより北に當て国府の里に一字の寺有り。太平山無量寿寺となづく。爰に安置すること久し。是朕眞の相なり。此像を拜するは則朕を拜するなり」と。覚乗夢覚て歡喜踊躍し、無量寿寺に至り寺僧に語るに、前の夢のことを以す。寺僧も夜前弥陀のつげを得たり。「明なば一人の僧來て『弥陀の宮殿をひらかん』と乞へし。辞する事なかれ」となり。往古より秘仏なりといへども、斬すして御扉をひらき奉るに、弥陀の妙相端嚴にして光明四方に赫奕たり。覚乗則恭敬渴仰して仏足を頂礼し、ちかく寄て尊顔を拜し奉れば、以前御池にて靈蛇に投げ給ふ竹布の袈裟如来の御身にかゝれり(後略)。

- 覚乗上人の所属する寺院、伊勢での参籠の日数などは異なるが、神宮の祭神が大蛇として現れる。
- その大蛇に覚乗上人が竹布の袈裟を投げかける。
- 大蛇の告げに従つて上人が津の太平山無量寿寺を訪れると、上

人の袈裟をまとった阿弥陀如来像が安置されている。

という、物語の要点は一致している。

寛政三年（一七九一）書上げの「伊勢国古義真言宗本末帳」²³によれば、略縁起の発行元である大宝院は、古義真言宗に属し、「醍醐報恩院」の末寺である。中将姫が出家から往生までを過ごし、曼陀羅を遺したとされる当麻寺も、真言宗と浄土宗が並立する寺院である。もしも『一代記略』の作者が、真言宗寺院の関係者であったとすれば、同じ真言宗寺院で、しかも「中将姫御自髪之尊種子曼荼羅」・「同蓮系縫十六羅漢」²⁴という中将姫ゆかりの寺宝を有する大宝院発行の縁起を、積極的に取り入れたという可能性も考えられる。

終わりに

三で挙げた『一代記略』独自の挿話・改変は、いずれも写本の伝存地域である三原との関わりが考えられるものである。

まず、幸熊丸説話の伝わる安芸西条と三原はほど近い。

『行状記』にはなかった乱行の逸話を挿入された孝謙帝と、『行状記』よりも重要な役目を託された八幡神については、以下のようなことが考えられる。

三原地方には、糸碓神社・御調八幡宮など、歴史ある八幡社が現在まで残っている。右のうち、御調八幡宮については、『御調八幡宮大菩薩略縁起』（建暦二年（一一二二）・応永十三年（一四〇六）・

天文四年（一五三五）・享保十九年（一七三四）の奥書あり）に、

抑、本堂殿社縁起者、按社伝古牒云、称徳皇帝神護景雲三年秋八月、天地晦冥、修羅餓鬼得上位之時、從五位下和氣清麿卿、以真言極諫、被流于大隅国、是皆大逆无双奸僧道鏡之所為也、噫其事不可堪言也、賢姉法均慈尼之当流于備後也、法均慈尼親発京、仙舟着備後柞原郷之時、奉拝加羅河御廟畢、爰越叢主邑御調阪、然旅中容颜体軀疲瘦、仍即撰清閑之地、以為装束化粧焉、今呼化粧阪者是也、又為紀念、懸置御衣栗樹焉者、今呼其栗樹云衣懸木、称其地云衣懸矣、遂留住於這隱幽清閑之地（後略）²⁵

とあるように、孝謙（称徳）帝の時代、道鏡の奸計によって和氣清麻呂が大隅国に流されたのと同様に、備後国への流罪に処された清社だとされている。この御調八幡宮の創建者とも言うべき法均尼流罪の原因を作った、言わば悪役である道鏡と孝謙帝をこき下ろし、三原の聴衆を沸かせるために、『法華経』誹謗の逸話を取り入れられたのではないだろうか。

そして、『一代記略』の伝存する三原は、中世には小早川氏によって真言宗寺院が保護され²⁶、近世後期の化政年間に至っても、地方内の七十の寺院を宗派別にみると「曹洞・真言の両派がそれぞれ三四・一九％、二五・七一％を占め」²⁷、真言宗寺院が二番目に多い結果になるなど、真言宗の勢力の強い地方だったようである。ただし、

「備後国古義真言宗本末帳」²⁸を参照すると、御調郡三原村内で、大宝院と同じ古義真言宗に属する寺院は、「仁和寺」の末寺となっているものが八寺、同村内の萬福寺の末寺となっているものが一寺、御調郡全体を見てもほとんどの寺院が仁和寺の末寺とされており、大宝院の本山である報恩院の末寺は存在しなかったようである。

このことから、『一代記略』に無量寿寺の縁起が取り入れられた背景として、大宝院の縁起が、本山は異なるが同じ真言宗に属する寺院が多い三原へ伝わったということも考えられる。

以上のように、『行状記』からの改変・挿話に注目すると、『一代記略』が三原で成立した可能性が高まってくる。なお、青木充延・充實編著『三原志稿』（文政二年（一八一九）成立、大正元年（一九一〇）に澤井常四郎氏により増補）によれば、現在の三原市（西町にある大善寺（浄土宗）の阿弥陀堂の脇壇には、地藏菩薩像とともに「中将姫像」が祀られ、同東町にある海南山道場院観音寺（時宗）には、什物として「中将姫曼荼羅」が収められていたという²⁹。

また、一―一で触れたように、『一代記略』には、「松平右京太夫」が登場したり、「六孫王経基公」以降の武家の歴史の解説が入れられていたり、その他にも「当時加賀宰相殿なり共、ケ様の所領は及なき事也」（第巻「横佩家来由の事／附豊成公手柄の事」）などと近世大名家に言及する箇所があったりする。ここからは、説法の聴き手として武家が想定されていたことが読み取れる。なお、その武家

がどこに仕える人々であったのか、確たることは指摘できないが、ここでも、三原城府の役人たちを想定することが可能である。先述の二つの寺院のうち、特に大善寺は、第四代三原城主浅野忠義の母、月溪院の菩提所であり、三原城下の武家との繋がりが深かったものと思われる。いずれかの寺院に属する僧が、自らの寺の中将姫像や曼荼羅の縁起を説くために、八幡神信仰や真言宗寺院の縁起譚なども取り入れつつ、この写本を作ったのかも知れない。

以上のように、『一代記略』は、近世中後期に芸備地方で行われた、『行状記』に基づく説法の内容を書き留めた書物であると推定することができると推定される。

『行状記』によって完成された中将姫伝承の一つの型が、それぞれの話者・筆者によって地域性・即興性の強い挿話や語り口を付け加えられながら受容されていった過程の一端が、この『一代記略』に示されていると言えるだろう。

【注】

- (1) 原文に私に濁点・句読点・かぎ括弧・傍線を付した。漢字は常用漢字・人名漢字のあるものほそれを用い、他は正字体とした。振り仮名・捨て仮名は、必要と思われるもの以外省略した。平仮名・片仮名の別は原則として原本に従うが、助詞・活用語尾のニ・ハ・ミは平仮名に統一した。誤字・脱字には、正しいと思われる字句を括弧に入れて併記した。割書は「」に入れ、割書内の改行位置は／で示した。以下、古典

- 籍の引用に関しては原則としてこの方針に従う。また、『二代記略』の本
文は、三十五の場面に分けられ、各場面の冒頭には、「横佩家来由の事附
豊成公手柄の事」のような題名が、二行に跨がって表記されている。以
下、改行位置を／で表し、場面の題は「横佩家来由の事／附豊成公手柄
の事」のように表記する。さらに、これらの場面一つ／三つずつが一つ
のまとまりとされ、それぞれのまとまりに「通俗中将姫二代記第巻」「第二
……第十三」という通し番号が付されている。『二代記略』の引用の際は、
この通し番号と場面との題名を番号・題名という形式で付記する。
- (2) 東京大学史料編纂所編『大日本近世史料 柳宮補任』五(東京大学出版会、
一九六五年)三・三七ページ。
- (3) 高柳光寿・岡山泰四・齊木一馬編集顧問『寛政重修諸家譜』第五(続群
書類従完成会、一九六四年)七七八ページ。
- (4) 以下、『二代記』については、広島大学中央図書館蔵『中将姫一代記』(請
求記号 国文／一九六三／N) 全五巻五冊を参照する。引用に際しては、
巻数と章題を付す。
- (5) 実録の特徴に関しては、尾道市立大学の藤沢毅教授より様々な教示を
いただいた。
- (6) 高橋圭一著『実録研究―筋を通す文字―』(清文堂出版、二〇〇二年)
二二三ページ。
- (7) 徳田和夫「紹介『当麻寺中将姫勅化弁述鈔』(内題)―付・翻刻―」(『総
解き研究』第十六号、二〇〇二年三月)。
- (8) 以下、『行状記』については、広島大学中央図書館蔵『中将姫行状記』(請
求記号 国文／一九二七／N) 全七巻七冊を参照する。引用に際しては
巻数と章題を付す。
- (9) 注(7) 所掲論文による。
- (10) 『二代記』巻四「禁裏におめて法如接円問答の事」の章に「問答の文行

状記に出」という注記がある。

- (11) 『芸藩通志』第三卷(広島図書館、一九一二年、国書刊行会より
一九八一年復刻)、一三二六―一三二七ページ。なお、『芸藩通志』巻
七十五「安芸国賀茂郡一上」に「各村図」の一つとして収められている
寺家村の図にも「建蔵寺跡「幸熊丸墓」の記載がある〔図参照〕。
- (12) 東広島市教育委員会蔵「国郡志御用就書出帳 賀茂郡 寺家村」写真版を、
西条町誌編纂室編『西条町誌』(西条町、一九七一年) 所収の翻刻を参考
に翻字した。なお、東広島市教育委員会の吉野健志氏のご教示によれば、
「幸熊丸」という童子の名前は、西条町では昔から「こうがまる」と読み
慣わしていたそうである。また、東広島市寺家には幸熊丸の墓地とされ
る場所が現存し、墓石・解説パネルが整備されている〔写真参照〕。
- (13) 池上洵一校注『中世の文字 三国伝記(下)』(三弥井書店、一九八二年)
二八六ページ。
- (14) 注(13) 所掲書二八九ページ。
- (15) 池上洵一校注『中世の文字 三国伝記(上)』(三弥井書店、一九七六年)
の解説によれば、『三国伝記』の版本は、寛永十四年(一六三七)の刊記
を持つもの、それと同一の版本で刊記が削られたもの、以上二本とやは
り同一の版本で、尾題が削られ、明暦二年(一六五六)の刊記が入れら
れたものの三種が伝存している。なお、『中世の文字』における『三国伝記』
の底本は無刊記本である。
- (16) 「円快」という名については、治暦五年(一〇六九)に法隆寺絵殿の聖
徳太子七歳像を制作した信貴山の僧と同名だが(丸尾彰三郎他編『日
本彫刻史基礎資料集成』平安時代造像銘記篇二、中央公論美術出版、
一九六七年)、別人であろう。「書出帳」内に記述のある「快存」とい
う僧侶については、実在は確かめられなかった。広島県立文書館蔵の野坂
完山の日記「鶴亭日記」(請求記号 四九二) 文政二年(一八一九)三月

の条に寺家村の「国郡志御用就書出帳」の草稿が控えられているが、そこにおいても幸熊丸の説話については『三国伝記』といへる書に出たりとのみ記されており、完山がどのような資料に基づいて僧侶の名を「快存」としたのかは不明である。ただし、建長寺編集・発行「建長寺」(二〇一〇年)所収の「建長寺住持位次」によれば、第五十三代住持が「鈍夫全快」(至徳元年(一二八四)もしくは二年(一二八五)没、第六十一代住持が「古劍妙快」(応永八年(一四〇一)没)と、「快」字を含む法諱を名乗っていた。全快・妙快はともに中国留学の経験がある。『三国伝記』に収録される同じ伝承では、僧の名は明らかにされないが、「為」在唐「寺」寺「辞」シテ九州「下向」ケルガ(注13)所掲書二八六ページと説明がある。そのため、この『三国伝記』に登場する中国留学を志す僧が、全快や妙快と結びつけられ、円快や快存といった架空の僧が生まれた可能性がある。

- (17) 藤原寛一編『三原図書館古書目録』第一集(三原市三原図書館一九五三年)によれば、三原市立図書館にも『三国伝記』の無刊記本が収蔵されている。この無刊記本が近代以前から三原に伝わっていたものであるとすれば、芸備地方、もしくはその内の三原に暮らしていた『代記略』の作者が閲覧した可能性も考えられる。

- (18) 『大正新脩大藏経』第九冊「法華部」二六二。
(19) 『大正新脩大藏経』第七十六冊「統諸宗部」二二一〇。
(20) 田中貴子「悪女」について——称徳天皇と女人業障偶(『叙説』第十七号、一九九〇年十月)。本論考は、同氏の他の御論考と併せて『悪女論』(紀伊國屋書店、一九九二)として再編され、その後『悪女伝説の秘密』(角川書店、二〇〇二年、角川ソフィア文庫二八六)として改題・文庫化されている。

- (21) 中野猛編『略縁起集成』第三卷(勉誠社、一九九七年)所収「勢州津国府阿弥陀如来縁記」(元文元年(一七三六)刊)によれば、「天正の末し

ば、兵乱に及ぶ。津前の城主織田上野亮信兼三尊をもち奉り、寛乗の御袈裟同蛇形の名号並長官の添状等不残当院に移さる」(同書二九八ページ)という経緯で無量寿寺の本尊・寺宝を移されたとのことである。

- (22) 注(21)所掲書二九六―二九七ページ。『略縁起集成』の引用に当たっても、注(1)に示した古典籍の引用方針に従って、必要な箇所には濁点・かぎ弧を補い、旧字体と新字体の区別や助詞・活用語尾の「ハ」の扱いなどを改めた。

- (23) 水戸彰考館蔵「寺院本末帳」第十九冊(内題「古義真言宗本末牒第三」)。寺院本末帳研究会編『江戸幕府寺院本末帳集成』第二版上巻(雄山閣出版、一九九九年)所収の影印を参照した。なお、水戸彰考館蔵「寺院本末帳」は、「水戸藩主徳川斉昭(一八〇〇―一八六〇)の段階で幕府から原本を借りて彰考館に命じて書写させたもの」(『江戸幕府寺院本末帳集成』下巻解題五ページによる)であるが、「大宝院」が記載されている第十九冊の末尾には、「寛政三年辛亥十一月 古義真言触頭高野山字侶 集議中」という原本の奥書が写されている。

- (24) とともに注(21)所掲書二九九ページ。
(25) 『神道大系 神社編三十八 美作・備前・備中・備後国』(神道大系編集会編集・発行、一九八六年、四七九―四八〇ページ)。

- (26) 『三原市史』第一巻通史編一(三原市役所編集・発行、一九七七年)第三編第四章第二節「仏教諸宗派」(河合正治執筆担当)の「真言宗」の項では、「旧仏教諸宗派のうち、中世後期に入っても真言宗が依然として栄えている。それはこの宗派のもつ祈禱的要素が好まれ、特にこの方面を重視するようになった武士によって保護が加えられたためである」(同書三九〇ページ)として、「正法寺」「生田寺」「釜山寺」などの真言宗寺院と小早川氏の結びつきについて解説されている。

- (27) 『三原市史』第二巻通史編二(三原市役所編集・発行、二〇〇六年)

四七一～四七二ページ。

(28) 注(23) 所掲書と同じく、水戸彰考館蔵『寺院本末帳』の第二十九冊に取められている。この「備後国古義真言宗本末帳」寛政三年の原本の奥書が写されている。

(29) 得能正通編纂備後叢書第十二巻『増補三原志稿』(備後郷土史会、一九一二年版を一九三五年に再版したもの) 四三ページ・六三～六四ページ。なお、大善寺・観音寺の両寺院に問い合わせを行ったところ、本文中の中将姫関連の宝物に関しては、ともに現存していないとのご回答を頂いた。

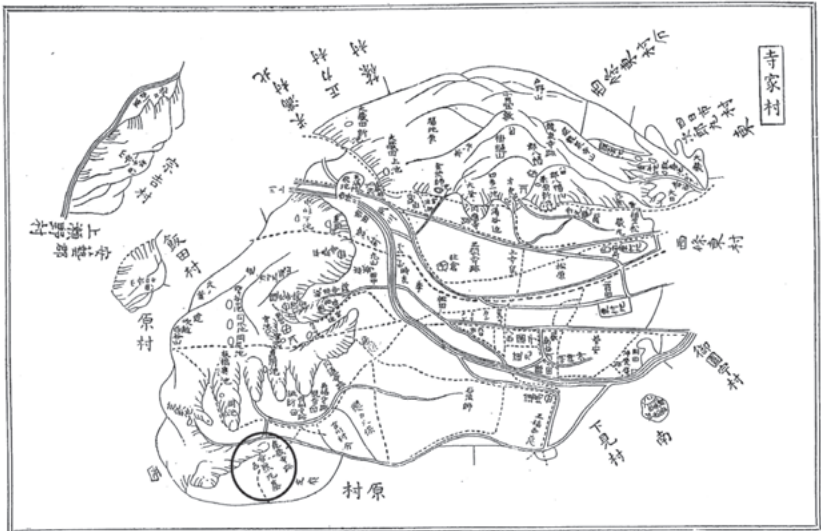
〔図〕 『芸藩通志』巻七十五「安芸国賀茂郡一上 全郡図 各村図上」より「寺家村」の図。注(11) 所掲『芸藩通志』(国書刊行会、一九八一年) 第三巻一一五ページ、「建蔵寺跡」「幸熊丸墓」の位置に私に枠線を書き入れた。

〔写真〕 幸熊丸の墓(二〇一七年六月六日、筆者撮影)

【付記】

この論文を執筆するに際し、資料の閲覧をご許可いただいた三原市立中央図書館、広島県立文書館、寺宝に関する問い合わせにご回答を頂いた大善寺・観音寺の関係者の皆様、実録との類似点に関してご教示を頂いた尾道市立大学藤沢毅教授、「国郡志御用就書出帳」写真版の閲覧をお許しくださった広島市教育委員会吉野健志氏に、厚く御礼申し上げます。

— さかこし・さやか、広島大学大学院文学研究科博士課程後期在学 —



[図] 『芸藩通志』巻75「安芸国賀茂郡一上 全郡図 各村図上」より「寺家村」の図地図西端枠線部に「建蔵寺跡」「幸熊丸墓」が記載されている。



[写真] 幸熊丸の墓 (2017年6月6日現在)